## 札弁被災者支援ニュース 第5号 発行日 2018.9.28 発行責任者 札幌弁護士会

★ 弁護士会では、**厚真町、安平町、むかわ町**の無料面談相談につきまして、10月も引き続き、 実施することになりました。

10月の実施日は、以下のとおりです。ご確認の上、お気兼ねなく、ご利用ください。

なお、**厚真町における実施場所**が、青少年センターから<u>総合ケアセンターゆくり</u>(勇払郡厚真町京町165-1)に変更されておりますので、お気をつけください。

場 所		実施日	実施時間
厚真町 : 総	8合ケアセンターゆくり	2日(火)、5日(金)	14時30分~18時30分
		<u>9日(火)</u> 、13日(土)	※ 9日(火)
		16 日(火)、20 日(土)	10 時 30 分~12 時 00 分
		<u>23 日(火)</u> 、27 日(土)	※ 23日(火)
		30 日(火)	13 時 30 分~15 時 00 分
安平町 :	追分公民館	2日(火)、5日(金)	14時30分~18時30分
		16 日(火)、20 日(土)	※ 9日(火):早来町民センター
		23 日(火)	13 時 30 分~15 時 00 分
	早来町民センター	<u>9日(火)</u> 、13日(土)	※ 23 日(火):追分公民館
		27 日(土)、30 日(火)	10 時 30 分~12 時 00 分
むかわ町:道の駅むかわ四季の館		毎週水曜日、日曜日	14時30分~18時30分

★ 無料法律相談ダイヤルにつきましても、10月も引き続きご利用いただけます。 (平日の受付時間が変わりますので、ご注意ください)。

**3 0120-325-104** (フリーダイヤル)

(実施期間:10月1日(月)~31日(水)、受付時間:平日14時~18時 土日祝日13時~16時)

## Q1 「法律相談」では、どのようなことを相談することができるのでしょうか。

→ 皆様の中には、「法律相談」という言葉になじみがなく、「弁護士に何を相談したらいいのだろうか」とお思いの方もいらっしゃると思います。

被災者支援ニュースでは、これまで「罹災証明書について」「住宅の修理・住宅ローンの問題 (第1号)、「所有地へのがれき流入」「大家からの退去要請」(第2号)、「家や墓の倒壊に関する問題」「壊れた借家と引越費用」(第3号)、「災害ADRについて」(第4号)と、今回の地震に関連する法律問題の一例として取り上げてきました。

これ以外にも、被災者の皆様にはお困りの問題がたくさんあると思います。

その問題が、法律に関する問題なのかどうかわからなかったり、ちょっとしたことであったり しても、まずはお気兼ねなく弁護士に聞いてみてください。

札幌弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。 なお、本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてかまいません。